

建設工事・建設コンサルタント等業務委託について

受注者の皆様へお知らせ

国内において新型コロナウイルス感染者が日々増加傾向にあり、緊急事態宣言の全国拡大など、感染拡大において重大局面となっております。

つきましては、受注者の皆様におかれましても下記の点について、周知徹底を図っていただくとともに、今後、更なる感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

記

1 施工中の工事等における一時中止措置等の対応について

新型コロナウイルス感染症の罹患等により工事や業務を継続することが困難となった場合など、工期等に支障をきたす事情が発生した場合は、受発注者間で協議を行い適切な措置を行うものとします。

2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

(1) 感染予防の徹底

公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、マスクの着用やアルコール消毒液の設置、不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応と徹底をお願いします。

(2) 「三つの密」の回避

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すようお願いいたします。

※ 問い合わせは、各工事等発注課にお問い合わせください。